

○菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年12月25日

条例第31号

改正 平成28年6月27日条例第26号

令和3年12月28日条例第35号

令和5年12月28日条例第27号

令和7年3月27日条例第7号

令和7年7月14日条例第17号

(注)平成22年1月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号
- (3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報
- (4) 個人番号利用事務 法第2条第11項に規定する個人番号利用事務
- (5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者
- (6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステム
- (7) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務
- (8) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確

保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、住民票関係情報及び住登外者関係情報のほか、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(その他)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成28年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第27号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年条例第7号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	菊池市子ども医療費助成に関する条例(平成17年条例第119号)による医療費の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの
2 市長	菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年条例第120号)による医療費の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの
3 市長	菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例(平成17年条例第129号)による医療費の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの
4 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの
5 市長	菊池市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成25年告示第45号)による補聴器購入費の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって市長が別に定めるもの
7 市長	介護保険サービス等利用者負担軽減に関する事務であって市長が別に定めるもの
8 市長	菊池市家族介護用品給付事業実施要綱(平成27年告示第8号)による介護用品の給付に関する事務であって市長が別に定めるもの

9 市長	菊池市住宅改造助成事業実施要綱(平成20年告示第64号)による住宅改造の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの
10 市長	菊池市在宅老人等緊急通報システム事業実施要綱(平成17年告示第49号)による在宅老人等緊急通報システムに関する事務であって市長が別に定めるもの
11 市長	菊池市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年告示第73号)による介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務であって市長が別に定めるもの
12 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって市長が別に定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	菊池市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
2 市長	菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
3 市長	菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
4 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
5 市長	菊池市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱による補聴器購入費の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の	地方税関係情報又は福祉関係

	措置に関する事務であって市長が別に定めるもの	情報であって市長が別に定めるもの
7 市長	介護保険サービス等利用者負担軽減に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
8 市長	菊池市家族介護用品給付事業実施要綱による介護用品の給付に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
9 市長	菊池市住宅改造助成事業実施要綱による住宅改造の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
10 市長	菊池市在宅老人等緊急通報システム事業実施要綱による在宅老人等緊急通報システムに関する事務であって市長が別に定めるもの	福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
11 市長	菊池市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱による介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
12 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報その他関係情報であって市長が別に定めるもの
13 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの

	務であって市長が別に定めるもの	
14 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
15 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって市長が別に定めるもの	福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
16 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
17 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
18 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって市長が	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの

	別に定めるもの	
19 市長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって市長が別に定めるもの	福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
20 市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
21 市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
22 市長	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって市長が別に定めるもの	福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
23 市長	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって市長が別に定めるもの	福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
24 市長	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
25 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務で	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定め

	あって市長が別に定めるもの	るもの
26 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって市長が別に定めるもの	福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
27 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
28 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
29 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
30 市長	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
31 市長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48	地方税関係情報又は福祉関係

	年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって市長が別に定めるもの	情報であって市長が別に定めるもの
32 市長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	
33 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
34 市長	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
35 市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
36 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
37 市長	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施	福祉関係情報であって市長が別に定めるもの

	に関する事務であって市長が別に定めるもの	
38 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
39 市長	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの